

## 平成29年7月25日答申及び平成31年3月各委員からの意見について

## 1. 市民参加条例等の見直しを要する事項(H29.7.25答申)の検討

No.	提言	提言の詳細	関連する市民参加条例の条文	対応	補足
1	実施機関から執行機関へ対象範囲を拡大する	実施機関を「市長、教育委員会及び水道事業」のほかに選挙管理委員会や監査委員、農業委員会など、実施機関を拡大していく必要がある。	2条	他自治体では、選挙管理委員会、監査委員会などの行政委員会については、条例には位置付けているものの取り組み実績のない状況であるため、これらを踏まえたうえで検討していく必要がある。	当市においては、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会については、具体的な計画及び条例等が存在しないことから実施機関には入れておりません。 他自治体の取り組みを確認したところ、実施機関に選挙管理委員会や監査委員、農業委員会なども実施機関にしている自治体はあります。 しかし、これらの行政委員会が行っている市民参加について調査したところ、条例には位置付けてはいるものの取り組みの実績はありませんでした。条例改正に向けた検討を行っていくには、これらのことについても検討する必要があります。
2	市民参加の対象とする事業を明確にする。	大規模な土地の購入や建築物の新築など多くの税金を投入しているにもかかわらず、市民参加の対象事業とならない事例があり、市民参加の対象事業の判断を明確にする必要がある。	6条	大規模な公共施設の整備や土地の取得などの事業については、これから施設の統廃合や売却が増加していく他、道路、下水道、橋梁なども公共施設の位置づけとなっているため、これらの課題を視野に入れた検討が必要である。	大規模な施設の整備や土地の取得などの事業を対象とすることや対象事業に事業費を設定することについては、これまではまちづくりに必要な施設整備や用地の取得などがありました。これからは施設の統廃合や売却のほか、公有地の売却などの案件が増えてくるものと考えます。 また、公共施設等総合管理計画では道路、下水道や橋梁なども公共施設の位置づけになっています。 つきましては、条例改正を検討するにあたっては、これらの課題も視野に入れた検討が必要となりますので慎重に検討していきたいと考えています。
3	パブコメの意見収集の工夫	パブリックコメントの意見がゼロ回答であることがあり、市民がより多くの意見を出すためには、資料集めの時間の確保や、市民の参加意識の醸成を図るための周知や広報を強化する必要がある。	14・15・16条	市民への参加意識を高めるための情報発信として、広報掲載の工夫を実施。	パブリックコメントの意見を多くするためには、市民への参加意識を高めるための情報発信として、広報掲載の工夫を実施しているところ。例を出すとパブコメを行っている事業をまとめたり、大きな見出しをつけるなどの工夫をしています。 市民から多くの意見を出してもらうためには、市民に関心をもってもらうことが重要と考えますので、対象事業に関わりの大きい市民や市民グループに積極的に啓発していきたいと考えます。 また、職員研修による周知啓発については実施しているところ。
4	推進会議の権能の強化	市民参加推進会議は、市長より諮問された事項に答申するものだが、市民参加の対象と思われる事業が実施機関の判断で市民参加の対象になっていない場合、当該会議が市民参加対象にすべき理由をつけて、市長に提案できるようにすることでより市民参加が推進される。		市民参加推進会議の役割は、市長の諮問に応じ、条例に掲げられている事項を調査審議することになっているため、現行のままとする。	現在、市民参加条例の対象事業か否かについては、担当課が検討し決定しているところ。 市民参加推進会議の役割は、市長の諮問に応じ、条例に掲げられている事項を調査審議することになっています。 市民参加推進会議における権能の強化については、実施機関の判断で市民参加の対象事業になっていない場合、推進会議が市民参加の対象事業にすべき理由を付して、市長に提案できるようにするものと条例の見直しについての答申をいただいているところですが、推進会議は実施状況に対する総合的評価を実施することが大きな役割となっているため、現行のままとします。
5	学識経験者の再任用制限撤廃	また、市民参加推進会議において、委員の任期を学識者・公募委員問わず3年としているが、継続した審議のために、専門的知識を持った学識者を継続して委員に委嘱できるようにしていく必要がある。	25条	専門的知見を有する学識者に次年度以降引き続き、評価を担当していただくことは、有効性があるため、再任用制限の撤廃に関しては、検討していく。	市民参加条例の対象は、2ヶ年以上の継続事業もあることから、評価の審議途中で委員の任期が終了してしまうケースが生じます。このため、専門的知見を有する学識者に次年度以降引き続き、評価を担当していただくことは、有効性があるため、再任用制限の撤廃に関しては、引き続き検討してまいります。
6	審議会の公募委員の拡大	市民参加推進会議において、審議会委員に占める公募委員や女性委員の割合の低さや、参加する市民の少なさ等の問題点を議論し、平成26年度の答申においても公募委員に関する市民参加の拡充を図るための工夫として、審議会の公募委員の拡大を積極的に進める必要性を指摘してきた。 そのような中、無作為抽出による審議会などの公募委員候補者登録制度の試行的運用が平成28年度から開始され、一般公募との併用により市民公募委員を選出する仕組みができ、市民公募の拡充に向けた環境が整えられつつある。	11条	設置する審議会等のそれぞれの目的により、望ましい委員の構成やその構成割合が異なるため、市民公募枠に一定の規準を設けず現行のままとする。	市民公募枠に一定基準を規定しないのは、設置する審議会等のそれぞれの目的により、望ましい委員の構成やその構成割合が異なるためでありますので、公募委員の拡大に関しては、引き続き検討してまいります。
7	無作為抽出の機会拡充	また、無作為抽出による意見交換会やワークショップ等の事例も生まれ、市民参加の機会も次第に広がり始めている。 今後の市民参加の拡充をさらに推し進めていくために、無作為抽出による制度を最大限に生かした取り組みが重要となる。	4・24条	平成31年度本格運用より、意見交換会及びワークショップも制度の対象として、市民参加の機会の拡充を図った。	無作為抽出公募委員登録制度は、平成28年度～30年度を試行期間とし、平成31年度から本格運用をしてまいります。 本格運用に移行するにあたり、無作為抽出公募委員登録制度の対象を審議会・委員会からワークショップなど他の市民参加手法も対象に広げ、市民の市政への参加する機会の拡充を図りました。

## 2.平成31年3月委員からの意見

No.	意見	意見の詳細	関連する市民参加条例の条文
1	公文書管理と公開についての改善	<p>審議会における会議録の作成方法と保存において、逐語録の場合はその項数が非常に多く、市民が活用できる分量ではない。</p> <p>項数が多い場合の公表は要点録とし、録音データは別途保存しておき、請求があった場合は電子媒体で公開することで、文字起こしの委託費用の削減にも資すると思われる。</p> <p>白井市では、市民が公開を求めたい公文書を検索しようと思っても、HPには目録等の掲載がなく、情報公開コーナーに備え付けられている「ファイル基準表」では請求したい公文書を抽出・特定することが難しく、市の共有の財産とはなりえていないと思われるので、市民目線にたって作成した文書目録(電子データ等を含む)に改善することを求める。</p>	11条
2	市民参加の手法採用数の報告	<p>現在の総合評価方法は市民参加の手法を多様すれば評点が上がる仕組みである。手法数による配点は手法数が3つで満点としており、手法数3以上でない優良◎(75点以上)の獲得は不可能。</p> <p>いくつの手法を採用するかは、事業開始時点で、手法についてはほぼ決まっているはずであるため、事業開始時点で市長が市民参加の手法数の報告を求めることを提言する。その段階で、手法数が2以下の場合その理由を求めることとする。</p>	
3	審議会等委員全体の市民枠(含公募委員)の評価方法	<p>会議委員の市民枠を公募枠だけで考えるのではなく、委員全体の中でどれだけの市民が関わって審議されているのかが大事であると考え、評価の方法にも反映させる。</p>	
4	市民参加条例(第5条/市民の責務)の削除/全部書換	<p>責務とは、責任と義務、果たさなければならない務めであります。</p> <p>市民には、市政、市民参加行事、まちづくり事業等に参加しなければならないという責務はなく、市民に義務を課すことも市民に責任を迫り及することも、罰則を科すこともできません。</p> <p>また、条文と逐条解説とに齟齬があります。条文の趣旨が市民の果たすべき責務であるならば第5条は削除すべきであり、市民参加への理解と協力の要請であるならば「(仮)市民の理解と協力」とし逐条解説の趣旨で、条文を書き直すべきあると考えます。</p>	5条
5	逐条解説(第2条第2号/市民参加)[解釈]の加筆	<p>第2条第2号(市民参加)に係る逐条解説4行目に次の文言を加筆すること。「特定の法律や条例に基づいて設置されている「委員会等」については、その規則により市民参加が規定されている場合を除いて、「市民参加事業」としては取り扱わない。ただし、審議検討の過程で、審議検討に資する目的で、公聴会、意見交換会、アンケート調査等を実施するときは当該行為は「市民参加事業」として取り扱う。」</p> <p>専門家、有識者会議等は、専門的な観点から意見を述べるものであり、行政や一般市民とは格別して、外部者の客観的な意見として聴取するものであるから、行政は当該会議から要請がある場合を除き、審議検討の段階で、行政や市民の意向を聴取し反映させるようなことは本来の目的に反する行為であるためすべきではない。</p> <p>第2条第2号では、市民参加の対象となる事業・事案については、明確にはしておらず、市民が参加しない専門家、有識者会議や条例等に基づき特定の者だけが委員となる教育委員会などまでが市民参加の対象として取り扱われています。</p> <p>市民が参加していない事業も実績となっているため、「市民参加」の事案について明文化する必要があると考えています。</p>	2条